



災害時における物資の供給に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、幕別町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民の生活の早期安定を図るため、物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス（仮設トイレ、簡易避難建物等）等の乙が取扱可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、物資供給（撤収）要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を物資供給（撤収）完了報告書（様式第2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給及び撤去（以下「供給等」という。）に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の使用にあたり必要な準備（給排水、電気設備等）は甲が行うものとする。

（費用の支払）

第8条 物資の供給等に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制を連絡体制表（様式第3号）で確認するほか、物





資の供給等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示が無いときは1年間更新するものとみなし、以後も同様とする。

(疑義)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めの無い事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月18日

甲 北海道中川郡幕別町本町130番地1
幕別町

幕別町長 飯田 晴義

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社

代表取締役社長 長妻 貴嗣

